

平成28年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定要領

平成28年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者の選定に当たっては、業務受託応募者から提出された書類審査及び「平成28年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査により、選定する。

1 書類審査

(1) 審査方法

募集要項に規定する応募資格、欠格事項、応募書類について、書類審査表（別紙1）に従い、県民生活課において審査する。

(2) 審査基準

応募資格の全てに該当し、欠格事項の全てに該当しない場合、及び応募書類がすべて揃い、各書類の記載事項に漏れがない場合、書類審査は通過とする。

(3) 通知

審査結果は、全ての応募者に電子メール及び文書で通知する。

2 審査委員会による審査

(1) 日時及び場所

- ・平成28年3月14日（月）10：00～
- ・県庁西館4階第一会議室C

(2) 審査の方法

応募者による提案内容説明（10分間）を行った後、質疑（10分）を行う。

※応募者による追加の説明資料の持込、スライド等を用いた映像によるプレゼンテーションを可とする。

(3) 項目及び評点

別紙2の審査表により各委員が審査する。

なお、募集要項5(3)欠格事項に該当しない場合であっても、選定委員が応募者の提案内容において関係性が見受けられる場合は、当該センターの審査に加わらないこととし、(4)の委員に含まない。

(4) 選定委員会における受託候補者の決定

ア 委員は、センターごとに得点の高い順に応募者の順位付けをする。

イ 受託候補者は、センターごとに各委員の順位数を合計し、その合計点が最も少ない応募者を受託候補者とする。

ウ 第1位が複数団体あったときは、各委員の採点の合計点を合計し、最も高得点の応募者を受託候補者とする。また、最も高得点の応募者が複数あるときは、各委員の投票により受託候補者を選定する。

エ 1法人のみの応募となった場合は、委員の過半数が6割以上の評価点かつ、委員全員の合計が6割以上の評価点となった応募者を受託候補者とする。

(5) その他

選定委員会は、応募者による提案内容説明及び質疑は公開とし、審査は非公開とする。また、講評は行わない。

3 通知及び公表

(1) 委員会の選定結果に基づき、県が受託者を選定する。

(2) 選定結果は、すべての申請団体に通知するとともに、報道機関への資料提供と県ホームページへの掲載により公表する。

書 類 審 査 表

ふじのくにNPO活動センター
 応募施設 ふじのくに東部NPO活動センター
 ふじのくに西部NPOセンター

応募者

審査項目		判定	
応募資格 ※全てに該当する必要あり	1	非営利法人、又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。	
	2	法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。	
	3	今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。	
	4	常勤職員の雇用実績があること。	
	5	NPOの活動を支援する事業（以下、「中間支援事業」という。）を主体として活動していること。	
	6	労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、または確保の予定があること。 ※1 県内に事務所または事業所を有しない法人については県内在住者を職員として雇用すること。 ※2 コンソーシアムにあつては、構成員の一部が県内に事務所または事業所を有すること。	
欠格事項 ※全てに該当しない必要あり	1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	
	2	静岡県から指名停止措置を受けている者	
	3	法人税、法人県民税、法人事業税・地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納している者	
	4	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者	
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者	
	6	特定非営利活動促進法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者	
	7	ふじのくにNPO活動センター等の業務受託者選定委員会委員と、法人運営において密接な関係のある者	
応募書類	8	応募書類は整っている。（所定様式、原本1部、副本9部）	
総合判定			
備考	コンソーシアム申請の場合はその旨を記載する		

ふじのくにNPO活動センター
 平成28年度 ふじのくに東部NPO活動センター 運營業務委託選定審査表
 ふじのくに西部NPO活動センター

評価項目	評定の着眼点	配点	評価			
			A	B	C	D
団体概要	法人の活動ミッション及び活動計画が、活動センター業務に適しているか。	4	4	3	2	1
	応募目的が活動センターの運營業務に適しているか。	4	4	3	2	1
	中間支援の活動実績が活動センターの運営方針に活かすことができる内容であるか。	4	4	3	2	1
事業計画	特定の分野及び地域に特化した事業計画となっていないか。	4	4	3	2	1
	効果的で効率的な事業計画であるか。	4	4	3	2	1
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか。					
	個別コンサルティング業務について	4	4	3	2	1
	団体運営マネジメント支援として、研修プログラム構築及び効果検証について	4	4	3	2	1
	多様な主体による協働のマッチングについて	4	4	3	2	1
	中間支援力向上支援について	4	4	3	2	1
	若年層を対象とした人材育成について	4	4	3	2	1
	(ふじのくにNPO活動センターのみ) 多様な寄附手法や支援ツールの啓発事業	4	4	3	2	1
	その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。	4	4	3	2	1
収支予算書が適切な配分となっているか。	4	4	3	2	1	
運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	3	2	1
	広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。	4	4	3	2	1
総合	センター設置目的達成に資する提案であるか。	8	8	6	4	2
計		68				
順位						

【評価レベル】 A：優れている(適している)、B：やや優れている、C：やや劣っている、D：劣っている(適していない)